

令和元年 8 月 27 日

一般社団法人 日本専門医機構  
理事長 寺本 民生 殿

公益社団法人 日本医師会  
会長 横倉 義武



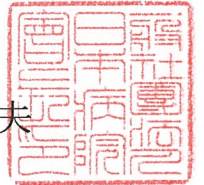
一般社団法人 日本医学会連合  
会長 門田 守人



一般社団法人 全国医学部長病院長会議  
会長 山下 英俊



一般社団法人 日本病院会  
会長 相澤 孝夫



### 専門医制度のあり方について（提言）

貴職におかれましては、新専門医制度の運営に真摯に取り組んでおられることに、衷心より敬意を表する次第です。

一方、新制度による専門医養成が開始されて以来、諸種の課題が表面化していることも事実であると認識しています。

そこで、喫緊の課題に対して、中立的第三者機関である日本専門医機構として、下記の対応をご検討されるよう提言いたします。

なお、われわれは引き続き日本専門医機構の運営を強力に支えてまいる所存であることを申し添えます。

## 記

### 1. 専攻医採用に係るシーリングについて

平成 31 年 2 月 22 日開催の厚生労働省医道審議会医師分科会医師専門研修部会（以下、専門研修部会という）において、厚生労働省事務局より、「都道府県別診療科ごとの将来必要な医師数の見通し（たたき台）」が資料として提出され、3 月 22 日開催の専門研修部会において、この必要医師数の考え方に基づく「平成 31 年度専門研修募集におけるシーリング数について」が示された。

この提案に対して、令和元年 5 月 14 日に開催された専門研修部会において、日本専門医機構が対案として激変緩和策を提示されたことは評価するが、厚生労働省によるシーリング案自体が唐突に出された印象は拭えない。

このシーリング案は、昨年 7 月に成立・公布された改正医療法の規定に基づく医師確保計画の立案に関して、厚生労働省が示した「医師偏在指標」の考え方を踏襲したものである。すなわち、従来の人口 10 万対医師数という考え方から、人口動態、医師の性・年齢構成、人口の流入・流出、そして 2024 年に医師に適用される働き方改革に基づく労働時間の制限等の要素を加味したものである。

しかし、これらの要素を加味したとしても、機械的に試算した結果に過ぎず、各地域の実情に応じて構築している医療提供体制の特性の違い等は全く考慮されていない。

このことが、地域の実態、現場感覚と今回の指標が乖離しているとの多くの批判を惹起することとなった。

医師の地域偏在等を助長させないという考え自体は否定しないが、専門研修は言うなれば育成の過程の医師を対象とするものであり、その最たる目的は、質の高い専門医の養成にある。このことを可能とする研修機関の環境を整えることが重要であり、この原点に立ち返り、育成過程の若い専攻医を対象として、シーリングをかけること自体の問題を徹底的に議論すべきと考える。

日本専門医機構は、今回のシーリングについて、その検証をすべく、各領域学会等との協議体を設置すると聞いているが、合わせて、幅広い症例に対する診断・治療の実践を目指した専門研修の特徴たる「循環型

研修」について、専攻医のローテーション状況を迅速かつ的確に実態を把握・管理し、当該研修が偏在を助長するものではないことの論証を行うことを望むものである。

## 2. サブスペシャルティ領域の認定のあり方について

サブスペシャルティ領域専門医の認定は、将来的な「広告可能専門医資格」と連動することもあり、多くの学会がその認定を望んでいると理解している。

一方、現在日本専門医機構の理事会が承認した 23 のサブスペシャルティ領域は、その多くが前身である専門医制評価・認定機構時代に認定された領域を踏襲したものであり、必ずしもその際の認定基準、あるいは認定に至る経緯が明らかではない。

また、サブスペシャルティ領域は、臓器別、疾病別、あるいは手技に関わるものなど、多岐にわたるとともに重複するものもある。

平成 25 年 4 月にとりまとめられた、厚生労働省「専門医の在り方に関する検討会報告書」において、これらの状況が、国民にとってわかりにくい、受診する際の目安にならないなど、専門医制度のあり方の議論の背景にあることが示された。

いま、日本専門医機構内の委員会が多大な努力をもって、各サブスペシャルティ領域認定に係る客観的評価のために、真摯に検討されていると認識している。中立的第三者機関としての日本専門医機構が、オートノミーを発揮し、各領域学会が納得し得る基準を提示したうえで、認定していくことが本来の姿ではあろうが、現実的に実行するには一定程度の時間を要するものとする。

また、制度の適切な運用のためには、日本専門医機構の事務局体制も速やかに整備されることが望まれる。

これらの状況に鑑み、サブスペシャルティ領域については、当面は医学的必要性、社会的合理性等について、対外的にも異論のないものを認定するにとどめ、それ以外の領域については、専門医機構内での十分な議論を経て合理的認定基準を設け、これに沿ったものを公正に認定していくことが肝要と考える。

以上